

## 「レンタルキッチン」利用規約

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまればレンタルキッチン（以下「キッチン」という。）を御利用の際は、次の利用規約を必ず遵守してください。本規約をお守りいただけない場合、次回からの御利用をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめ、よくお読みいただき、御理解、御了承のほどお願い申し上げます。

### 1 利用目的

キッチンは、調理又は飲食店運営目的で利用することを原則といたします。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他非常識的な行為等による御利用は固くお断りいたします。

### 2 利用時間

利用時間は、事前にお申し込みいただいた時間内の御利用を厳守してください。当日の延長は原則お受けできません。利用時間を延長する場合は、早めに御連絡ください。延長料金につきましては、1時間単位の利用料を御請求致します。ただし、次の利用者に支障が発生する場合など、延長をお断りする場合がありますので予め御了承ください。利用時間は、準備、後片付けを含みます。利用時間前の来場は御対応できかねますので、参加者の皆様への御案内もお気を付けください。利用終了後は、利用前の状態まで原状回復してください。

### 3 搬入・搬出

利用時の荷物の搬入・搬出の際は、搬入出専用の出入口はございませんので、他の利用者様、お客様の御迷惑にならないよう、御配慮ください。当建物の毀損、汚損等があった場合は、損害賠償費用を実費で請求させていただきます。

### 4 撮影、Web・メディア掲載

キッチンで開催されるイベント等で撮影をお願いする場合があります。撮影した写真は、メディア等で使用させていただく場合がございます。

### 5 利用制限

利用者は、第三者にキッチンの利用権の全部又は一部を譲渡若しくは転貸することはできません。利用者がこれに反した場合、直ちに利用を停止し、今後一切の利用資格を剥奪します。また、利用者が当建物に損害を及ぼした場合は、当該損害の全額を賠償していただきます。利用申込受付後又は利用途中においても、次の場合には当方の判断で申込みの取消しや利用停止の処置をとる場合がございます。この場合に生じる利用者の損害に対し、当方は一切の責任を負いません。

- (1) 申込時の利用目的内容と実際の利用状況が著しく異なる場合
- (2) 利用申込書の御記入内容に偽りがあると認められた場合
- (3) 管理上又は風紀上好ましくないと認められる場合

- (4) 許認可又は資格が必要であるのかかわらず、資格がない状態で利用する場合
- (5) 暴力行為、反社会的行為及びそれらの活動又は業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合
- (6) 危険物の持ち込み、又は危険物の持ち込みによる人身事故、建物、設備、備品等を毀損、汚損、紛失等した場合
- (7) 展示及び装飾施工上、室内に釘、鋸、アンカー等を打ったり、許可無く糊、強粘着テープ等を張った場合
- (8) 音、振動、臭気の発生等により、当建物の他の利用者や近隣に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある場合
- (9) 利用者数が利用空間の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合
- (10) 当方からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合
- (11) その他当建物の管理運営上、支障があると判断する場合
- (12) 当建物内において喫煙が発覚した場合(当建物内は全面禁煙です。)

## 6 利用許諾の取消し

本規約に反すると当方が判断した場合は、利用を取り消します。この場合、受領した利用料金は返金いたしません。

## 7 予約確定後のキャンセル

利用者都合によるキャンセルの場合、基本的に予約確定後のキャンセルはできません。なお、地震、台風等天変地異により公共交通機関が利用できない場合は、無条件でのキャンセルに応じます。その場合は、お申込み者独自の御判断ではなく、当方と相談の上での決定となります。

また、御利用予定日に台風最接近の可能性がある等の理由で利用を躊躇される場合は、前々日までに御相談ください。

## 8 利用申込手続と利用料金のお支払

キッチンの利用申込みは、電話又はウェブサイトの予約フォームからお願いいたします。利用の都度、利用申請書を御提出ください。利用料金のお支払は、施設を利用される前に現金にてお支払ください。

※ 当日利用の際に延長料金が発生した場合、退出時精算となります。御予約状況によりましては延長できない可能性もございますので、利用申込時には余裕を持った時間でお手続きください。

※ 営利目的での利用につきましては、当施設は食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可を取得及び衛生管理者の設置を行っていませんので、利用者にて臨時の営業許可及び衛生管理者の設置をお願いいたします。営利目的での申請の場合は、利用申請に伴い、営業許可書及び衛生管理計画書の写しを提出いただきます。

## 9 免責及び損害賠償

- (1) 当建物利用中、利用者や参加者がお持ち込みになられた物（貴重品を含む。）等の盗難、毀

損、汚損等の事故については、その原因の如何を問わず、当方は一切の責任を負いません。  
各自持ち込んだ物は、責任を持って保管してください。

- (2) 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当方の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。
- (3) スペース又はキッチン内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- (4) その他、利用者が本規約に違反したことによって、当方が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。

## 1 0 安全管理

- (1) 当建物利用時間中は、御利用者側の責任の下に防災、防犯等の安全管理を行ってください。また、利用申込者は当日の利用責任者として、利用時間中は必ず常駐してください。
- (2) 保安全管理のため当方が必要と判断した場合、キッチン内に立ち入ることがございますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) キッチンには、衛生上一切の動物の立ち入りを禁止いたします。
- (4) 防災及び防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合がございます。
- (5) 当建物内には、危険物の持ち込みは一切できません。
- (6) 利用内容により、当方が利用申込者に鍵を預託する場合がございます。その際、利用申込者は責任者として使用終了後、施設の施錠を必ず行い、所定の場所に鍵を返却してお帰りください。施錠されていない状態で当建物が盗難、火災等に遭った場合は、全額を損害賠償請求いたします。

## 1 1 案内状等の掲示物の設置

建物敷地外に催物案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する事は、原則、できません。

## 1 2 利用後の原状回復

- (1) 利用終了後、設備や備品は使用前の状態まで原状回復してください。また、照明、エアコン、換気扇、使用機器の電源の切り忘れ等がないか御確認ください。利用者の確認不足により当方が損害を被った場合は、後日一部負担金や損害賠償の御請求をさせていただきます。
- (2) キッチン内外の建造物、設備、什器貸出備品等を毀損、汚損、紛失させ、原状回復に実費及び工数がかかると判断した場合は、全額賠償請求いたします。
- (3) 利用に当たり発生した残材や生ごみ等は、すべてお持ち帰りください。

## 1 3 キッチン利用時の衛生管理について

- (1) 食中毒等の被害が発生した際は、キッチンを利用する食品衛生責任者の責任とし、食中毒に対応する生産物賠償責任補償のある保険に加入することが条件となります。
- (2) 熱機器や刃物等のお取り扱いには十分御注意ください。調理中の事故、怪我、食中毒な

どのトラブルに関して、当方は一切責任を負いません。

- (3) 安全衛生面には十分御配慮の上、実際にトラブルや苦情等が発生した場合は、全責任を持って御対処ください。なお、当方の責めに帰さない事由により当方に損害が発生した場合、全額賠償請求いたします。
- (4) キッチン使用後は、きれいに洗浄、清掃後、当方が指定する場所に片付けてください。終了後確認点検させていただきます。洗浄、清掃、後片付け等が不十分と当方が判断した場合は、今後の御利用をお断りする場合があります。
- (5) 室内、設備、什器、備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、速やかに申し出てください。なお、その損害については実費を全額賠償請求いたします。
- (6) 油を多量に使う場合は、油を固める溶剤等を御用意ください。
- (7) 魚貝類を持ち込みの場合、処理作業は必ずシンク内のみで行い、汁やアラなどの臭いを床や壁等に付けないなどの最善の配慮をお願いいたします。消費電力の大きな調理器具を持ち込んでの御使用は、事前に御相談ください。
- (8) 加熱調理中（ガス台、オーブン、電磁調理器等の使用）は、必ず換気を行い、やけど等のケガに十分注意してください。
- (9) 下記のような調理は、お断りする場合がございます。
  - ① 調理時に強い（人によっては異臭と感ずる。）匂いを発するもの、残臭の強い調理  
（例） 匂いの強い魚介類及びその干物の加熱調理
  - ② 室内に汚れが飛散したり付着したりする調理

#### 1 4 片付けについて

- (1) 調理器具や食器等の洗浄、清掃、後片付けは時間内に完了してください。
- (2) 電磁調理器、調理台等の汚れは全て拭き取ってください。
- (3) 時間内に片付けが終らない場合は、時間を延長して片付けていただきます。
- (4) 水道の閉め忘れ、電気、ガス製品の切り忘れ、照明、エアコン、換気扇の切り忘れ等がないか御確認ください。
- (5) 利用者の確認不足により当方が損害を被った場合は、一部負担金や損害賠償の御請求をさせていただきます。
- (6) 利用終了に当たり、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やゴミ、残った食材、調味料等はお持ち帰りください。

#### 附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行します。